

300 人のカウントは

中途採用率を公表で

問

中途採用率の公表では、パート、アルバイトなどを含めず正規雇用者が対象と思います。公表の適用が猶予される 300 人のカウントも正規雇用者の数でしょうか。

「常時使用」にパートら含む

答

令和 3 年 4 月からは、「直近の 3 事業年度の各年度について、雇い入れた通常の労働者及びこれに準ずる者に占める中途採用比率」を公表することが必要です（労推法 27 条の 2、労推則 9 条の 2）。ただし、対象となるのは、常時雇用する労働者の数が 300 人を超える事業主です。300 人のカウントにおける常時雇用の定義は、「期間の定めなく雇用されている者」だけでなく、いわゆる有期雇用であっても、「過去 1 年以上引き続いて雇用されている者」（見込み含む）です（令 3.2.9 職発 0329 第 3 号）。ただし、昼間学生などは含みません（厚労省「2.9 解釈事項等」）。中途採用率を計算するうえでの注意点ですが、分母・分子の対象は「通常の労働者」等とあり、（通達等では「正規雇用労働者」）、パート・有期雇用労働法 2 条の正規型および無期雇用フルタイムの労働者を指します。ただし、分子について、採用時にパート等であっても、たとえば正社員に転換した場合、中途採用と扱います。（前掲通達）。